

石川県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、構成団体相互の連携のもとに、動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共生できる社会づくりを行うため、石川県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質は有しない。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 動物愛護管理行政の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 三 動物愛護推進員の活動の支援に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織等)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 市町その他関係行政機関の職員
- 二 公益社団法人石川県獣医師会の意見を代表する者
- 三 動物の愛護を目的とする団体の意見を代表する者
- 四 関係団体の意見を代表する者
- 五 学識経験を有する者
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、健康福祉部薬事衛生課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

石川県動物愛護管理推進協議会委員名簿

石川県動物愛護管理推進協議会設置要綱 第3条 委員15名以内
任期:R8.1.13 ～ R10.1.12

(令和8年4月1日現在)

区分	氏 名	職 名	協議会 役職
経験者 学識	眞 鍋 知 子	金沢大学融合研究域融合科学系教授	会長
獣（公 医師社 会）	宮 野 浩 一 郎	公益社団法人石川県獣医師会長	副会長
行政機 関	樋 口 勝 浩	石川県教育委員会学校指導課長	
	千 田 季 雪	石川県警察本部生活安全部生活安全捜査課長	
	松 田 潤 一 郎	金沢市福祉健康局保健所衛生指導課長	
	福 田 雅 一	津幡町町民生活部生活環境課長	
動物の愛護を目的 とする団体	桐 畑 陽 子	猫の避妊と去勢の会代表	
	松 平 博 之	特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会会長	
関係団 体	中 川 一 成	石川県町会区長会連合会長	
	大 聖 寺 谷 敏	一般社団法人全国ペット協会	
	若 山 博 行	石川県民生委員児童委員協議会連合会 理事 高齢福祉委員会委員長	